



編集・発行

(財)鳥取県生活衛生営業
指導センター鳥取市松並町 2 丁目 160 番地
城北ビル(1F)109 号

T E L 0857 (29) 8590

F A X 0857 (29) 8591

E-mail: tottoricenter@seiei.or.jp

URL: http://www.seiei.or.jp/tottori/

— 東日本大震災のお見舞い —

東日本大震災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を望んでいます。



ご 挨拶

(財)鳥取県生活衛生営業指導センター

理事長 正 田 眞 弓

皆様には当生活衛生営業指導センターの事業推進に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3月11日の東日本大震災におきましてお亡くなりになりました多くの方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災されました生衛関係営業者の皆様の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、理事長に再任されてから1年が経ちました。昨年は、当指導センターにとりましても、激しく揺れ動いた一年でしたが、内外からしっかりと支えていただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

昨年の事業仕分けでは、全国及び各都道府県指導センター補助金は廃止と評決されましたが、本県ではこれを深刻に受け止め、生衛業界一丸となって政府への存続要望の署名活動を行う一方で、鳥取県知事に業界の窮状と予算確保の必要性を説明し、知事から厚生労働大臣外に対し予算確保の緊急政策提案を提出いただきました。本年度、厚生労働省の予算では、減額にはなりましたが生活衛生関係営業対策事業費補助金として予算化されました。

「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の報告書でも、生衛業は生活に不可欠なサービスを提供する営業とされています。生衛業は、衛生的で安心できるサービスを提供する、という重要な使命を担っています。

本年1月31日、地域に密着した生衛業界の社会貢献活動として、大規模災害発生時に業界の特色を生かした被災者支援を行うため、知事と10の各生活衛生同業組合理事長が、災害時の被災者支援協定を締結しました。その際、知事から「各組合の支援は心強く安心の砦となる。」というお言葉を賜りましたが、生衛業界の社会貢献に対する期待の大きさを改めて認識いたしました。

当指導センターでは、今後も生活に不可欠な生衛業の皆様を支援する拠点としての役割を果たすべく、皆様及び関係機関等と連携しながら努力を続けて参りますので、どうかご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

指導センター役員・評議員の改選

(平成23年7月1日現在)

5月に開催された平成23年度第1回理事会・評議員会において役員・評議員の一部改選がありました。

○印の方は新任です。

役 員

任期 平成24年5月29日まで

理 事 長	正 田 眞 弓	美 容 業 組 合	理 事 長
副 理 事 長	西 山 善 博	食 肉 組 合	理 事 長
副 理 事 長	金 田 敏 彦	ク リ ー ニ ン グ 組 合	理 事 長
理 事	穴 道 榮 一 郎	飲 食 組 合	理 事 長
理 事	亀 井 理	す し 商 組 合	理 事 長
理 事	山 根 光 江	社 交 料 理 組 合	理 事 長
理 事	平 田 瑩 壹	喫 茶 業 組 合	理 事 長
理 事	長 廻 秀 雄	理 容 組 合	理 事 長
理 事	中 島 守	旅 館 ホ テ ル 組 合	理 事 長
理 事	松 本 正 嗣	公 衆 浴 場 業 組 合	理 事 長
監 事	川 谷 行 孝	旅 館 ホ テ ル 組 合	理 事
監 事	○ 中 澤 信 博	理 容 組 合	理 事

評 議 員

任期 平成24年5月27日まで

有 田 勝 徳	鳥 取 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 専 務 理 事
西 谷 啓 三 郎	元 鳥 取 県 生 活 環 境 部 次 長
多 胡 藤 夫	日 本 政 策 金 融 公 庫 鳥 取 支 店 長
本 多 享 子	鳥 取 市 消 費 者 団 体 連 絡 協 議 会 前 会 長
外 池 美 代 子	東 部 消 費 生 活 モ ニ タ ー 協 議 会 会 長
山 根 信 雄	す し 商 組 合 副 理 事 長
永 田 稔	飲 食 組 合 常 務 理 事
矢 田 寿 美 男	理 容 組 合 副 理 事 長
○ 杉 原 正 明	美 容 業 組 合 副 理 事 長
森 田 紘 一 郎	旅 館 ホ テ ル 組 合 副 理 事 長
鴨 河 猛 志	ク リ ー ニ ン グ 組 合 副 理 事 長

栄えある旭日単光章の受章

おめでとうございませう

今後ますますのご活躍と発展を祈念いたします



金山 悦子氏

前鳥取県美容業生活衛生
同業組合副理事長

平成22年度

生活衛生功労者表彰 受賞おめでとうございませう。

今後ますますのご活躍を祈念いたします

鳥取県知事表彰

平成23年3月9日

吉田 郁江 楽只亭（飲食） 鳥取市
谷本 一憲 アリス・ガアーナ（飲食） 鳥取市
池本 泉 アフックスイト（理容） 鳥取市
大塚 必勝 小舟（すし商） 倉吉市

山根 均 (有)大山ビューハイブ（旅館ホテル） 大山町
加藤 正登 生山クリーニング（クリーニング） 日南町
中井 誠司 すし処せいじ（飲食） 米子市

鳥取県生活衛生営業指導センター理事長表彰

平成23年3月16日

鶴沢 千里 スタンド舞蘭（飲食） 倉吉市
澤田 美加 ラ・パント（飲食） 倉吉市
村上亜由美 ぎんりん（飲食） 鳥取市
間瀬 哲男 和風中華花れん（飲食） 境港市
矢倉 陽一 やぐら鮎（すし商） 米子市

山本 浩 山本理容室（理容） 鳥取市
土田みや子 アーファッションラファス（理容） 鳥取市
安田 春江 MIX hair（美容） 米子市
斉藤 慈愛 たから屋旅館（旅館ホテル） 鳥取市

お近くの経営特別相談員へお気軽にご相談ください

生活衛生営業経営特別相談員

(平成23年7月現在)

業 種	氏 名	電 話	営 業 所 名	業 種	氏 名	電 話	営 業 所 名
すし商	山根 信雄	0857-53-3011	やぐら寿し	理 容	矢田寿美男	0857-53-2636	矢田理容室
	白根 勲	0859-33-9134	両国鮎支店		中澤 信博	0857-24-3496	ヘアーサロンナカザワ
	江角 治男	0858-26-2628	味佳		荒木 文仁	0858-34-2132	あらき理容所
飲 食	古澤 清昭	0857-27-6789	満り子		松田 将人	0859-22-7653	松田理容室
	鈴木 照久	0857-24-8790		美容業	戸田 隆久	0859-45-7022	ヘアースタジオT・M
	博田 保子	0857-22-9734	COTTON CLUV		森本 繁	0857-23-0929	美保美容室
	田村 喜好	0858-22-3756	志げ好		大津 昌克	0858-23-4341	オブジェ
	松原 貞雄	0858-22-1741	まつや	旅館ホテル	徳中さとみ	0859-32-6895	ウエーブ美容室
	山田 節弘	0858-37-2320	どさん娘北栄店		山本 潤一	0857-72-1515	(株)明石家
	香川 洋子	0859-33-4029	柳の木		青木 行弘	0858-35-3311	ゆの宿 彩香
	小谷 澄男	0859-72-1221	(有)倶楽部ハウス	公衆浴場	柴野 清	0859-38-3300	いこい亭菊萬
喫茶業	瀬山 一夫	0859-42-3911	一力寿司		小谷 靖之	0857-22-7617	(株)元湯温泉
	平田 弘恵	0857-29-1151	ベニ屋喫茶店		牧田慎太郎	0858-23-2093	大社湯
食 肉	内田 節子	0857-30-1020	(株)お肉の店 匠	クリー ニング	小林 道正	0859-33-4207	日の出湯
					川嶋 清功	0857-22-5332	川嶋クリーニング店
					秋月 洋一	0858-22-5326	秋月クリーニング店
					亀井 洋一	0859-22-2879	(有)亀井クリーニング

平成 23 年度

指導センター

事業計画の概要

◎ 一般会計事業 ……………

1 相談室運営事業

< 経営相談・指導及び苦情相談 >

経営指導員（2 名）は、生衛業者に対する経営の健全化、衛生水準の向上のほか営業全般に関する相談・指導及び利用者・消費者の苦情相談に応じます。

また、経営指導員、経営特別相談員（31 名）、約款登録推進員（28 名）及び関連機関等が連携して経営健全化等についての支援を行います。

2 地区生活衛生営業相談・指導事業

地域に出かけ地区相談、連絡会議等を開催します。

・ 地区連絡協議会

東部生活環境局 7 月 4 日

中部生活環境局 7 月 25 日

西部生活環境局 7 月 19 日

・ 融資相談

日本政策金融公庫鳥取支店、米子支店と連携して資金需要期に開催します。

※支部の総会、役員会、地区の会合等への出席や個別相談も要請に応じて対応します。

3 生活衛生営業経営改善資金融資等指導事業

< 生活衛生融資の相談と活用促進 >

日本政策金融公庫の生活衛生貸付（設備資金、運転資金、新規開業予定者、既に営業している方、組合員・非組合員を問いません）について、融資の相談に応じ活用促進を図ります。

・ 経営特別相談員の研修

経営特別相談員の資質と研修実務力の向上のため、6 月 20 日、倉吉市で研修会を開催しました。

4 生活衛生営業再生特別支援事業

経営再生支援に関わるテーマ等について専門家による研修会を開催します。

5 生活衛生営業情報化整備事業

全国指導センターを中心としたネットワークを活用して情報を蓄積し、ホームページ等によって消費者等にきめ細かな情報を提供します。

6 後継者育成支援事業

生衛業への就職を促すため、インターンシップ制度を活用した後継者の育成支援を行います。

本年度、高校生を対象として理容組合が行う職業体験事業を支援します。

7 消費者コールセンター事業

生衛業に起因する苦情処理に必要な体制を設置するため、検討委員会を設け、当面クリーニング業について検討します。

8 生衛業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を 7 月

と 1 月に発行し、生衛業関連の法改正情報や業界の活動、安全安心に向けた取組を広く広報します。

また、平成 22 年 12 月 20 日に本格運用を開始した「生衛業者マッピングシステム」により生衛業の皆さんの店舗情報を消費者に発信します。また、店舗情報を充実するためシステム構築委員会で店舗登録の推進と掲載情報の維持管理を行います。

なお、このシステムの入口はセンターホームページのトップに設置しています。

※ 災害時支援体制検討事業（廃止）

平成 23 年 1 月 31 日、各生活衛生同業組合理事長と鳥取県知事との間で災害時支援協定が締結されたため事業を終了しました。

◎ 特別会計事業 ……………

1 標準営業約款登録推進事業

理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の 5 業種に設定されている「標準営業約款」について、約款登録の促進と消費者への周知を図ります。

本年度は 31 件の更新が予定されています。

2 クリーニング師研修・業務従事者講習事業

知事の指定を受けて、クリーニング業法に定めるクリーニング師研修（11 月 13 日）、業務従事者講習（10 月 30 日）を行います。

3 全国指導センター委託事業

委託を受けて生衛業の景気動向等調査及び経営特別相談員研修会を行います。

4 「理容師美容師試験研修センター業務」の協力

平成 20 年度から中国ブロック事務所が事務を行っています。その事務の一部に協力をしています。

平成 23 年度国家試験は試験研修センターからのお知らせに詳しく記載しています。

新制度「生活衛生関係営業対策事業費補助金」について
(生活衛生関係営業の振興に関する検討会報告より)

本年度、厚生労働省の「生活衛生振興助成費等補助金」・「生活衛生営業指導費補助金（指導センター補助金）」が廃止になり、「生活衛生関係営業対策事業費補助金（指導センター補助金含む）」となりました。

改革案では、先進的モデル事業の実施と効果判定の明確化が求められ、補助金では、全国センター経由を廃止し、厚生労働省に「審査・評価会」を設置し国から一元的に配布することとされ、振興事業の内容では成果目標を明確にした事業を実施し、評価を行うとされました。

鳥取県と10生活衛生同業組合が災害時の被災者支援協定を締結

平成 23 年 1 月 31 日（月）午前 11 時 30 分、知事公邸で、鳥取県と鳥取県美容業生活衛生同業組合、鳥取県食肉生活衛生同業組合、鳥取県クリーニング生活衛生同業組合、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県社交料理生活衛生同業組合、鳥取県喫茶業生活衛生同業組合、鳥取県すし商生活衛生同業組合、鳥取県理容生活衛生同業組合、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合及び鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合の 10 組合が災害時の被災者支援協定を締結しました。



締結式（平成 23 年 1 月 31 日 鳥取県知事公邸）

平井伸治鳥取県知事と各組合の理事長が協定書にサインし、記念撮影後、知事から「各組合の支援は心強く安心のとりでになる。」という謝辞をいただきました。次いで各生活衛生同業組合を代表して指導センターの正田理事長が「大規模災害発生時に業界の特色を生かした被災者支援ができないかと平成 20 年度から指導センターの『災害時支援体制検討事業』として、各組合が集まり検討を進めてきたが、ようやく協定締結に漕ぎつけることができました。これを機に日ごろ御愛顧いただいている知事様や県民の皆様にも、鳥取県の 1,500

名の仲間とともに微力ながらもお役に立つことができれば大変幸いです。」と挨拶しました。

協定期間は、1 年間ですが、協定締結組合又は県から終了の意思表示がなければ 1 年間更新されることとなります。協定では、次表のとおり業種により支援活動の内容が決まっており、地震などの大規模災害が発生した場合は、県から各組合へ支援活動の要請があり活動を開始することになっています。

【支援活動の内容】

業 種（ 組 合 ）	支 援 活 動 の 内 容
美容業	美容所の所有するタオルの無償提供
食肉	避難所での炊き出し（食材含む。）
クリーニング	避難所で利用した自治体所有毛布の廉価でのクリーニング
飲食・すし商・社交料理・喫茶業	料理、弁当等の提供、避難所での炊き出し（食材含む。）
理容	理容所の所有するタオルの無償提供
旅館ホテル	避難所での集団生活困難な方の宿泊、入浴及び食事の提供
公衆浴場業	避難所入所者に公衆浴場での入浴及びタオル、石鹸の提供

東日本大震災に係る 鳥取県の生活衛生同業組合による支援活動について

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した方々のため、旅館ホテル生活衛生同業組合、理容生活衛生同業組合及び美容業生活衛生同業組合のみなさまに支援活動を実施していただきました。組合員のみなさまの支援に心より感謝申し上げます。

県では避難を余儀なくされている被災者の方々の公営住宅等への受け入れを進めていますが、来県されてから住宅の入居準備が整うまでの間、旅館やホテルの空き部屋を一時提供していただくことについて、協力を呼びかけたところ、107 館の旅館やホテルが受け入れに賛同していただき、5 月末現在で 7 世帯、計 25 名の被災者の方がこの制度を利用されました。

また、理容生活衛生同業組合のみなさまからは 2,342 枚、美容業生活衛生同業組合のみなさまからは 3,395 枚のタオルを、県内に避難所が設営された際に役立てて欲しいとの思いから、県に対し提供していただきました。

引き続き、支え合い、助け合いの精神のもと、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

全国の生活衛生同業組合の 東日本大震災被災者支援活動調査結果

調査結果 概 要

○支援内容

■ 9 割の生衛組合が義援金に協力

組合員自身だけでなく、お店の利用者に対して義援金の協力を求める等、全国的に義援金集めの取組を推進

■生活支援物資の提供・避難者の受入れ・炊き出しの実施等で貢献

避難所等へタオルやレトルト食品等、営業で使用している資材を避難者の生活支援物資として送付

避難所での炊き出し、旅館業での避難者の受入れや受入れ態勢の準備、被災した同業者向けに営業用資材・機材等送付

○課 題

■どのような支援が必要なのか情報が必要 - 支援内容も第 2 段階へ

被災地や避難者の必要とする支援内容も変わりつつある。

行政の要請待ちも多く、支援を行おうとする生衛組合に実際に何が必要とされているかの情報提供が必要。

■支援活動を支える財政支援

避難所の炊き出しなどは生活を支える生衛業ならではの支援であるが、生衛組合は財政基盤がぜい弱であり、活動が継続的に行われるためには、自治体等の財政的支援も今後の課題

4 月、財全国生活衛生営業指導センターが、3 月 11 日の東日本大震災発生から 1 ケ月経過した時点での全国の生活衛生同業組合の被災地・被災者に対する支援活動の実施状況を調査しました。

◆◆ クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内 ◆◆

クリーニング師研修・業務従事者講習を下記のとおり実施します。

クリーニング業法で、クリーニング師・従事者が 3 年を超えない期間ごとに受講することが義務付けられていますので、必ず受講していただくようお願いします。

なお、業務従事者講習については 2 型の通信制による講習も行います。

9 月上旬に、受講対象者のあるクリーニング所の営業者の方へ開催案内を通知します。

1 型クリーニング師研修

日時 11 月 13 (日)
場所 西部総合事務所講堂
(米子市)

1 型業務従事者講習

日時 10 月 30 日 (日)
場所 米子コンベンション
センター (米子市)

2 型業務従事者講習 (通信制による)

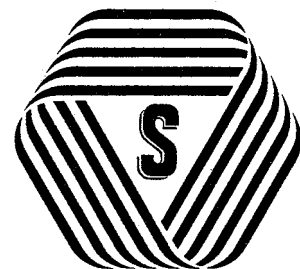
受講申込受付期間 11 月 14 日 (月) ~ 25 日 (金)
レポート提出期限 12 月 22 日 (木)

理容所・美容所・クリーニング店・
めん類飲食店・一般飲食店が対象になります

- 標準営業約款 (S マーク) は消費者が安心してお店の選択が出来る目安となるものです。
- お客様に安全 (Safety) 清潔 (Sanitation) 安心・確かな技術 (Standard) のお店であることを広くアピールしましょう。
- 登録については、生衛指導センターか理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。

S マーク登録店には日本政策金融公庫の振興運転資金の貸付に特別利率が適用されます。

安心と信頼の
S マーク
を店頭に



厚生労働大臣認可
(標準営業約款・S マーク)

安心・信頼・いいお店 お店選びは S マーク！

鳥取県からのお知らせ

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

◆食肉の生食を原因とする食中毒予防について

平成23年4月、福井県、富山県及び神奈川県と同系列焼肉店で食中毒が続発し、男児2人を含む4人が死亡するという事件が発生しました。本事件については、病因物質が腸管出血性大腸菌、原因食品として食肉の生食が疑われています。また従来から、鶏刺し、とりわさ、牛レバ刺しなど食肉を生で食べたことが原因の、カンピロバクター食中毒や腸管出血性大腸菌食中毒が全国で発生しています。

・注意1 「新鮮だから生でも安全」は間違い！

食肉やレバーによる食中毒の原因菌である「腸管出血性大腸菌」や「カンピロバクター」は、少量でも食中毒を起こしやすく、鮮度が良くても、菌がついた肉やレバーを生もしくは半生でお客様に提供すると、食中毒のリスクが高まります。

・注意2 子どもや高齢者が食肉を生で食べると特に危険です

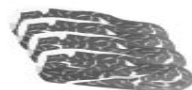
「腸管出血性大腸菌」による食中毒の場合、健康な成人に比べ体力や抵抗力の劣る子供や高齢者は、合併症で溶血性尿毒症症候群（HUS）を発症し、重症化して死亡する率が高まります。又、子どもも含めて「カンピロバクター」による食中毒の後、手足の麻痺、呼吸困難等を起こすギラン・バレー症候群を発症することもあります。

・注意3 「表面を消毒する」だけでは不十分！

レバーや成型肉（肉団子等）では、食中毒菌は表面だけでなく、内部にもいる可能性があります。表面にアルコールを噴霧したり、軽く湯引きしたり、表面をあぶった程度では、内部にいる菌は死滅しません。

☆生や加熱不足の肉が原因の食中毒を防止するために

1. 食肉は十分に加熱しましょう。
特にレバーや成型肉は内部にも菌がいる可能性があり、中心部までしっかり加熱しましょう。
2. 加熱前の食肉に使用する箸は専用のものを使用しましょう。
3. 手洗いを徹底しましょう。



◆「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の完全施行について

平成20年に発覚した事故米の不正流通事件を受け、米の移動を追跡するための仕組みと産地情報の伝達を義務付けた「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下、「米トレ法」という。）が平成21年4月に公布されました。

米トレ法の柱は二つあり、第一点目は、米・米加工品の取引、事業所間の移動、廃棄などを行った場合には、その取引等の記録を作成・保存することで、この規定は昨年10月から施行されています。

第二点目は米・米加工品の産地情報を一般消費者等へ伝達する規定で、本年7月より施行されました。

産地情報としては、外国産の米であればその国名を、国産米であれば、国内産・鳥取県産・鳥取県〇〇町産などと分かりやすく伝達する必要があります。具体的には、飲食店等であれば、店内やメニューに産地情報を表示することが、米加工品製造業者及び販売業者においては、商品の包装等に産地情報を記載する必要があります。また、事業者間における伝達については、伝票又は商品の包装等への記載が必要となりますので、食品を提供する事業者の皆様は、本法の趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いします。



日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生融資のご案内

生活衛生振興事業貸付(生活衛生同業組合の組合員の方)

〔設備資金〕	ご融資金額	1 億 5,000 万円以内(業種によっては、これを超えるお取り扱いもあります。)
	ご返済期間	18 年以内(うち元金据置期間 2 年以内)
	ご融資利率	{基準金利} 2.15%～4.00% {特利 B} 1.50%～3.35% {特 利 C} 1.25%～3.10% (又は特利 C－0.15%)

〔運転資金〕	ご融資金額	5,700万円以内
	ご返済期間	7年以内（うち元金据置期間1年以内）
	ご融資利率	{基準金利} 2.15%～3.80%（又は基準特利－0.15%） {特 利 A} 1.75%～3.40%（又は特利 A－0.15%）

上記以外に生活衛生セーフティネット貸付制度がございます。[基準金利] 2.15%～3.10%

お手続きのフローチャート



①「資金証明書」交付依頼

②「資金証明書」交付

③「標準営業約款登録業者であることの交付願い証明書交付願い」の提出

④「標準営業約款登録業者であることの交付願い証明書交付願い」の受領

①②または①～④が完了後

お申込み

公庫



生活衛生同業組合



生活衛生営業指導センター

*利率は平成23年6月2日現在のものです。*ご返済期間等によって異なる金利が適用されます。

(お問い合わせ先)

日本政策金融公庫鳥取支店国民生活事業 鳥取市末広温泉町723

TEL 0 8 5 7 - 2 2 - 3 1 5 6

日本政策金融公庫米子支店国民生活事業 米子市角盤町2丁目101

TEL 0 8 5 9 - 3 4 - 5 8 2 1

(財)鳥取県生活衛生営業指導センター

TEL 0 8 5 7 - 2 9 - 8 5 9 0

(財)理容師美容師試験研修センターからのお知らせ

▶▶▶▶ 第 24 回理容師美容師国家試験日程 ◀◀◀◀

事 項		日 程
受験願書受付期間		願書受付終了
実技試験 実施日	理容師試験	平成23年8月 1日(月)～
	美容師試験	平成23年8月 1日(月)～
筆記試験実施日		平成23年9月 4日(日)
合格発表日		平成23年9月30日(金)

平成23年度
管理美容師・管理美容師資格認定講習会
について

平成 23 年度は鳥取県での開催はありません。
近隣の県で受講してください。

※詳しくは試験研修センター本部の
ホームページをご覧ください

<http://www.rbc.or.jp>

同業者に生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

組合員のメリットをPRし、組織強化と業界の発展のため組合加入を呼びかけよう

= 組合加入のメリット =

- ・ 有利な条件で生活衛生融資が利用できる。
- ・ 研修・講習会に参加して知識の習得と情交換ができる。
- ・ 機関紙などにより業界の動き、融資や税制度の改正などの情報がいち早く得られる。
- ・ 組合の福利厚生・共済制度に加入でき万一に備えられる。
- ・ カラオケ著作権料の優遇措置が受けられる。
- ・ 功労により各種の表彰制度（知事、大臣等）が適用される。

組合事務局はつぎのとおりです。

組 合 名	理 事 長	住 所 (事 務 局)	電 話
鳥取県すし商生活衛生同業組合	亀井 理	〒680-0822 鳥取市今町1丁目352-12	0857-23-3389
鳥取県社交料理生活衛生同業組合	山根 光江	(中部料理飲食業組合 〒682-0801 倉吉市東蔵城町2) (米子料飲商業協同組合 〒683-0034 米子市美吉246-7)	0858-22-6081
鳥取県飲食生活衛生同業組合	穴道 栄一郎		0859-22-2634
鳥取県喫茶業生活衛生同業組合	平田 瑩壹		
鳥取県食肉生活衛生同業組合	西山 善博	〒683-0054 米子市鞆町2丁目70	0859-22-8004
鳥取県理容生活衛生同業組合	長廻 秀雄	〒680-0056 鳥取市職人町29若桜ビル2F	0857-27-7204
鳥取県美容業生活衛生同業組合	正田 眞弓	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル208-B	0857-22-4234
鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	中島 守	〒680-0831 鳥取市栄町606まるもビル5F	0857-22-2464
鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合	松本 正嗣	〒680-0833 鳥取市末広温泉町401	0857-29-0955
鳥取県クリーニング生活衛生同業組合	金田 敏彦	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル109	0857-26-9431

関 係 機 関 名 簿

今後ともよろしくお願いします

鳥取県東部総合事務所生活環境局

局長(新任) 平井 知行
環境・循環推進課
副局長 兼 課長(新任) 佐々木順一
課長補佐(新任) 金田 弘志
環境衛生担当 主幹 山田 浩昭
// 主事 長谷川絵美
TEL 0857-20-3672

鳥取県中部総合事務所生活環境局

局長 亀井 雅議
環境・循環推進課
副局長 兼 課長(新任) 土井 博文
課長補佐(新任) 竹ノ内由生
環境衛生担当 主幹 松本 範夫
// 衛生技師(新任) 佐倉 千尋
TEL 0858-23-3279

鳥取県西部総合事務所生活環境局

局長 田倉 恭一
環境・循環推進課
副局長 兼 課長 金涌 孝則
課長補佐(新任) 倉敷美佐雄
環境衛生担当 主幹 伊藤 敏行
// 主事 本池 優子
TEL 0859-31-9322

鳥取県生活環境部くらしの安心局

局 長 松田佐恵子
くらしの安心推進課 課 長(新任) 小畑 正一
課長補佐 中村 吉孝
くらしの安全担当 副 主 幹(新任) 池田 亮一
くらしの安全担当 衛生技師(新任) 小原 良介
TEL 0857-26-7185

(財)鳥取県生活衛生営業指導センター

事務局長兼経営指導員 澤田 勉
経営指導員 村上 昇
事務職員 中嶋 京子
TEL 0857-29-8590